

事監契第 220318005 号
技 積第 220318005 号
令和 4 年 3 月 18 日
改正 令 7. 3.26 建企技 250326001・建企契 250326005

本社内関係各長 殿
各地方機関の長 殿

事業監理部長
技術企画部長
(公印省略)

施工体制確認型総合評価方式の試行について (通達)

適切な施工体制を確保するため、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式」を下記のとおり試行することとし、令和 4 年 4 月 1 日以降入札契約手続を開始するものから適用する。

記

1 対象工事

- (1) 「総合評価方式の試行について」(令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220318004 号・技積第 220318004 号通達)及び「工事における総合評価方式の試行に係る運用について」(平成 31 年 3 月 19 日付け事監契第 190319003 号・技積第 190319003 号通達。以下「運用通達」という。)に基づき行われる工事で、地方機関の長が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が 400 万円以上の土木工事、鉄骨鉄けた工事、プレストレストコンクリート工事及び建築工事において試行することとする。
- (2) 対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価方式」の試行対象工事である旨を入札説明書において明らかにするものとする。

2 評価項目

評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、運用通達を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。

3 標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

4 配点割合

得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- (1) 標準点は、100点とする。
- (2) 施工体制評価点は、30点とし、2に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。
- (3) 加算点は、標準型30点、簡易Ⅰ型12点、簡易Ⅱ型20点とする。

5 施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 地方機関の長は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① ヒアリングを実施する旨
- ② ヒアリングを実施する日時及び場所
- ③ その他地方機関の長が必要と認める事項

- (2) 入札参加者のうち、その入札価格が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第25条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方機関の長は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほか、開札後、別に定める資料の提出を求めるとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限等を明らかにするものとする。

- (3) 地方機関の長は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認

に必要な部分に限る。)、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、6(2)に掲げる判定方式により、評価項目毎に3段階で評価(15点/5点/0点)するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

① 調査基準価格以上の価格で入札を行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

② 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。

③ 地方機関の長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。以下「重点審査価格」という。)に満たない価格で入札を行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

(5) 入札参加者が、コスト縮減提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を(2)により提出を求める資料又は競争参加資格申請書と同時に提出されるVE提案書において明らかにした場合は、コスト縮減金額として地方機関の長が認めた金額を当該入札参加者の入札価格に加えた金額を当該入札参加者の入札価格とみなして(4)①又は②を適用する。ただし、当該入札参加者の入札価格が重点審査価格に満たない場合は、コスト縮減金額によらず(4)②又は③を適用するものとする。

(6) (1)のヒアリングは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第25条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」(平成31年1月7日付け事監契第181218002号・技積第181218002号通達)記4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

(7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある

旨を入札説明書において明らかにするものとする。

6 加算点の評価方式

加算点の評価方式は、入札公告等において明らかにした性能等の技術的要件のうち、数値化できるものについては(1)によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては(2)から(4)のいずれか適切なものによるものとする

なお、評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、最高点の合計が標準型は30点(原則として1項目10点以内)、簡易Ⅰ型は12点、簡易Ⅱ型は20点となるよう、換算して加算点を定めるものとする。

(1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に加算点の上限を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

(2) 判定方式(標準型の技術提案を除く)

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可の3段階で評価、判定する方式。

この場合、それぞれに最高点/中間点/0点を付与するものとする。

なお、4段階以上又は2段階で評価し、判定することもできるものとする。

(3) 標準型の技術提案における判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、A~Eの5段階で評価、判定する方式。

この場合、それぞれに最高点から0点までを均等に按分(小数点以下第2位までとする)して点数を付与するものとする。

(4) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に加算点の上限を、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

7 その他

(1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は標準型における技術提案及び簡易Ⅱ型における施工計画に基づく加算点とし、企業の実績及び技術者の能力等による加算点には影響させないものとする。

(2) 施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求

要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

- (3) 本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。